

維持管理計画書

一般廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

1. 囲い等

- (1) 施設の周囲のうち、みだりに人が工場内に立ち入るのを防止するため、囲いを設置します。
- (2) 囲い及び門扉は毎日定期的に点検を行い、破損した場合は直ちに補修を行ないます。
- (3) 監視カメラのない門扉は、夜間施錠します。

2. 表示

- (1) 掲示板及び表示板の表示すべき内容に変更が生じた場合は直ちに書き換えを行ないます。
- (2) 掲示板及び表示板は毎日定期的に点検を行い破損した場合は直ちに補修を行ないます。

3. 搬入時間

搬入予定時間は午前 8 時から午後 5 時までとします。搬入路は市道万町築地線（W=約 12.4m）、国道 293 号線（W=約 18.0m）を利用し、街中の狭い道路を通行しないように収集運搬業者に要請します。

4. 適正な廃棄物の搬入

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、書面による委託契約を行ないます。
- (2) 事業者及び収集運搬業者に許可品目について通知を行い、また、事前に搬入の予定を連絡してもらうことにより許可品目以外の廃棄物が搬入されないようにいたします。
- (3) 廃棄物搬入の際にはトラックスケールで伝票を一度預かって点検し種類が許可内容に適合するかどうかを確認します。また、新規な廃棄物の搬入時・または排出元から性状変更の連絡があった場合等は荷下ろし前・荷下ろし時に性状を確認します。
- (4) 廃棄物の中に許可の種類以外のものが認められた場合は、事業者に戻還します。

5. 適正な運転管理

事前省略申請書、及び設置許可申請書に記載した公害防止措置を十分に機能させ、廃棄物などの搬入搬出、保管、処理などに伴い、廃棄物の飛散流出、悪臭の発生、騒音振動、及び粉じんの発生などにより周囲の生活環境を損なわないようにします。

6. 保管施設の管理

- (1) 毎日定期的に施設を点検し、保管する廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に透し、並びに悪臭が発生しないようにします。万一保管する廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生した場合には早期に処理を行なう・排出元に改善をお願いする・搬入を停止するなどの改善措置を行います。
- (2) 毎日建屋を点検し、破損があれば補修を行ないます。
- (3) 保管施設にねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう、薬剤の散布その他必要な措置を講じます。
- (4) 廃棄物の保管はコンクリート壁に接する部分については保管上限高さ以上には保管しません。
- (5) ア. 該当なし（取り扱う一般廃棄物焼却灰は液状の廃棄物ではない）。
イ. 該当なし（取り扱う一般廃棄物焼却灰は特別管理廃棄物ではない）。

7. 雨水等の流入対策

一般廃棄物処理施設（No.3 セメントキルン）は屋外に設置されているが、外気より低い圧力で操業され、空気もれがない状態にあり、外気と遮断された状態であるため、雨水等が施設内に吸引されても施設内（炉内）で蒸発し水蒸気となり煙突から排ガスとして排出されます。

排水溝は週一回定期的に点検し、土砂等が堆積し雨水滞留が発生する場合は速やかに除去します。

8. 洗車設備

毎日点検し、土砂等が堆積した場合速やかに除去します。

9. 防火対策

火災の恐れがある場所では火気を使用しません。消防設備は年一回定期的に点検整備を行い所定の能力が発揮できるようにします。

10. 搬入道路

- (1) 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置し安全の確保を図ります。
- (2) 搬入道路は常に清掃し清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修を行ないます。

11. 定期的点検

一般廃棄物処理設備は毎日の点検と常時監視を行います。異常があった場合は直ちに点検・整備・補修を行ないます。

一般廃棄物処理施設等が設置されている床または地盤面は、毎日重点的に点検し、破損等が確認された場合は直ちに補修します。

1 2. 個別基準

(1) 焼却施設のうち政令第 7 条に該当する施設

ア. 燃焼ガス温度として「焼点温度」「仮焼炉出口温度」、集塵機に流入する燃焼ガス温度として「No.3EP 入ガス温度」、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度として「No.3EP CO 濃度」を、運転開始から停止までの間、連続して測定しています。

イ. 該当なし（焼却・焼成施設（No.3 セメントキルン）は一括投入式焼却施設ではない）。

1 3. 管理体制

(1) 施設の適切な維持管理及び安全管理を行なうため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底します。

(2) 管理事務所に、帳簿、書類、図面等を保管します。

(3) 一般廃棄物焼却灰のため、省令第 10 条の 8 に定める帳簿はありませんが、処理施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、省令第 10 条の 8 に定める帳簿に準じ作成する台帳等の閲覧に応じます。

1 4. 放流水の検査

雨水、生活排水、設備の冷却水は、生活環境に影響を与えるものではないので、排水処理施設は設けていませんが、佐野市との公害防止協定等の規制に基づき、排水測定を定期的に実施しています。

除塩設備からの排水は下水放流しており、下水放流基準を満足させて放流しています。

1 5. 排出ガス等の検査

(1) No.3 セメントキルンの排出ガスについて、大気汚染防止法に基づき、ばいじん、NO_x、SO_x、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきダイオキシン類の定期測定と管理を以下の通り実施しています。

ばい煙量等が規制値を超えた場合にはすみやかに所長及び関係機関へ連絡するとともに改善措置をとります。

(2) 上記 (1) のとおり排出ガス中のダイオキシン類の測定及び記録を行っています。

(3) 排出ガス中のダイオキシン類の濃度が基準値の 1.0ng-TEQ/m³N を超えた場合にはすみやかに所長及び関係機関へ連絡するとともに改善措置をとります。

(4) 検査結果の記録は 3 年間保存いたします。

1 6．焼却灰

一般廃棄物焼却灰は、セメント製造用原料とともに既存の焼却・焼成施設（No.3 セメントキルン）で焼却処理されますが、焼却後の残渣はすべてセメント製品になる前の半製品であるクリンカの一部として取り込まれるため、焼却灰の発生はありません。

1 7．定期報告

工場からの排出水、焼却・焼成施設（セメント焼成炉）の排ガスについては、佐野市に測定結果を報告しています

1 8．再生利用

一般廃棄物焼却灰は、既存の焼却・焼成施設（No.3 セメントキルン）で焼却処理されますが、焼却後の残渣はすべてセメント製品になる前の半製品であるクリンカの一部として取り込まれ、最終、セメント製品として出荷されます。セメント製品の品質検査は一般廃棄物処理開始以降も引き続き同様に実施します。

1 9．事故時の対応

事故等が発生した場合には、栃木工場環境緊急連絡体制に従って連絡を行ない、速やかに生活環境保全上必要な措置を講じるとともに、施設を管理する県南環境森林事務所および佐野市に連絡いたします。

以上

焼却・焼成施設(No.3セメントキルン)の定期点検項目

(1/2)

設備名称	点検部位	点検項目	周期
プレヒーター 仮焼炉	ケーシング	亀裂	2回／年
	耐火物	磨耗、脱落、コーティング状況	2回／年
	バーナ	磨耗、焼損、詰まり	2回／年
吸引ファン (IDF)	カップリング	芯振れ、面振れ	2回／年
		カップリングボルト弛み・磨耗	2回／年
	軸受け	損傷、隙間	2回／年
	ランナー	磨耗	2回／年
		ダストコーディング状況	2回／年
		ケーシングの接触	2回／年
	シャフト	取付ボルトの磨耗・折損・弛み	2回／年
		傷、クラック	2回／年
	ケーシング	磨耗	2回／年
スタビファン	カップリング	芯振れ、面振れ	2回／年
		カップリングボルト弛み・磨耗	2回／年
	軸受け	損傷、隙間	2回／年
	ランナー	磨耗	2回／年
		ダストコーディング状況	2回／年
		ケーシングの接触	2回／年
	シャフト	取付ボルトの磨耗・折損・弛み	2回／年
		傷、クラック	2回／年
	ケーシング	磨耗	2回／年
原料ミル排気ファン	カップリング	芯振れ、面振れ	2回／年
		カップリングボルト弛み・磨耗	2回／年
	軸受け	損傷、隙間	2回／年
	ランナー	磨耗	2回／年
		ダストコーディング状況	2回／年
		ケーシングの接触	2回／年
	シャフト	取付ボルトの磨耗・折損・弛み	2回／年
		傷、クラック	2回／年
	ケーシング	磨耗	2回／年
	ダンパ	磨耗、作動状況	2回／年

焼却・焼成施設(No.3セメントキルン)の定期点検項目

(2/2)

設備名称	点検部位	点検項目	周期
主バーナー	耐火物	落下、焼損	2回／年
	先端部	焼損、詰まり	2回／年
	ダンパ	隙間の有無	2回／年
		軸受け	2回／年
	風管	磨耗、亀裂	2回／年
	継手ゴム	磨耗、硬化	2回／年
	ノズル内部	磨耗	2回／年
セメント焼成炉 (No.3セメントキルン)	ケーシング	亀裂、磨耗	2回／年
	タイヤ	亀裂	2回／年
	支持ローラ	損傷、亀裂	2回／年
	スラストローラ	損傷、亀裂	2回／年
		歯当り、磨耗	2回／年
	ガースギヤ	頂隙の測定	2回／年
		オイルスプレー作動状況	2回／年
	耐火物	磨耗、脱落、コーティング状況	2回／年
AQC排気ファン	カップリング	芯振れ、面振れ	2回／年
		カップリングボルト弛み・磨耗	2回／年
	軸受け	損傷、隙間	2回／年
	ランナー	磨耗	2回／年
		ダストコーディング状況	2回／年
		ケーシングの接触	2回／年
		取付ボルトの磨耗・折損・弛み	2回／年
	シャフト	キー及びボス廻り止め、ナット弛み	2回／年
		傷、クラック	2回／年
	ケーシング	磨耗	2回／年
AQC押込ファン	カップリング	芯振れ、面振れ	2回／年
		カップリングボルト弛み・磨耗	2回／年
	軸受け	損傷、隙間	2回／年
	ランナー	磨耗	2回／年
		ダストコーディング状況	2回／年
		ケーシングの接触	2回／年
		取付ボルトの磨耗・折損・弛み	2回／年
	シャフト	キー及びボス廻り止め、ナット弛み	2回／年
		傷、クラック	2回／年
	ケーシング	磨耗	2回／年
ダンパ		磨耗、作動状況	2回／年

焼却・焼成施設(No.3セメントキルン)の維持管理項目

設備名称	点検部位	点検項目	周期
セメント焼成炉 (No.3セメントキルン)	炉内温度計	温度計レンズ点検	1回／日
		基礎	1回／日
	ピニオンメタル	タイヤ乾き	1回／日
		異音、振動	1回／日
	ガースギヤ	油量、油漏れ	1回／日
		異音、振動	1回／日
	オイルポンプ	アイドラー状況	1回／日
		異音、振動、圧力	1回／日
	窯尻シール板	油漏れ	1回／日
		シール板状況	1回／日
プレヒータ	各サイクロン	グリス状況	1回／日
		ケーシング状況	1回／日
	各サイクロンダンパ	リーク状況	1回／日
		作動状況	1回／日
	微粉炭圧送管	リーク状況	1回／日
		微粉炭漏れ	1回／日
	バーナー	微粉炭漏れ	1回／日
		ケーシング状況	1回／日
	窯尻	ケーシング状況	1回／日
		リーク状況	1回／日
		ドラフトパイプ詰まり状況	1回／日
		温度計レンズ点検	1回／日
	ガス分析計	異音、振動	1回／週
		水漏れ	1回／週
	吸引ファン (IDF)	異音、振動、温度	1回／日
		油漏れ	1回／日
		入口風道状況	1回／日
		出口風道状況	1回／日
電気集塵機	ファン	異音、振動、温度	1回／週
		入口風道状況	1回／週
		排煙状況	1回／日
	回収ダスト輸送系	異音	1回／週
		粉漏れ	1回／週
		ホッパ詰まり	1回／週
排ガスバグフィルター	ファン	異音、振動、温度	1回／週
		入口風道状況	1回／週
		排煙状況	1回／日
	回収ダスト輸送系	異音	1回／週
		粉漏れ	1回／週
		ホッパ詰まり	1回／週